教えて！ゴミラス

Q 雨の日でも、新聞や雑誌類、段ボールを古紙回収日に出していいですか？

A **雨が降っていても、収集作業は通常どおり行うから、いつもどおり古紙を出してね。**

古紙は、雨で濡れてもリサイクルに支障はないよ。ビニール袋には入れず、新聞、雑誌類など品目ごとにひもでしばって出してね。ビニール袋に入っていると、ごみと間違って回収しない可能性があるんだ。

ちなみに古紙で回収できる雑がみは、紙箱・コピー用紙・包装紙・パンフレット・カレンダーなどの紙類のことだよ。

問清掃リサイクル課計画普及係
(☎5722－9883、FAX5722－9573)

ごみに関するちょっとした疑問や質問をお寄せください

ハガキ・Eメールに、聞きたいこと、氏名(ニックネーム可)、年代を書いて、広報課区報係(〒153－8573目黒区役所〈住所不要〉、✉kohobosyu@city.meguro.tokyo.jp)へ。いただいた質問などから、ゴミラスが選んで回答します。

あなたは目黒通？目黒観光検定をはじめます

目黒巡りがもっと楽しくなる

問めぐろ観光まちづくり協会(☎5722－6850、FAX5722－6891)

目黒の観光をより楽しみ、目黒の魅力を知ってもらうために、目黒観光検定を実施します。申し込み方法や実施日程など、詳細はめぐろ観光まちづくり協会HP(右コード)をご覧ください。

目黒観光検定って？

めぐろ観光まちづくり協会が認定する検定試験です。「知ってから行くと目黒の観光が10倍楽しくなる」をテーマに、区の観光スポットにまつわる歴史や逸話、見どころなどに関する理解度を測ります。出題は、公式テキスト「目黒観光大百科」(下写真)から出題します。

時4年1／23(日)　¥検定料3,500円

内オンライン試験。選択式で50問(100点満点)出題。80点以上で合格(合格者には認定証・カードホルダー〈右写真〉を進呈)

目黒観光大百科は、めぐろ観光まちづくり協会(上目黒2－1－3　中目黒GT内)窓口、または協会HP(上コード)で販売します(1,100円)。

※HPから購入する場合は別途送料1冊200円が必要

権利擁護センター「めぐろ」
2年度事業報告

問権利擁護センター「めぐろ」(☎5768－3964、FAX5768－3965)

権利擁護センター「めぐろ」は、高齢者や障害のあるかたが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。また、保健福祉サービス苦情調整委員の事務局としての業務も行っています。詳細は目黒区社会福祉協議会HP(右コード)をご覧いただくか、お問い合わせください。

相談事業

●**一般相談**

成年後見制度の概要、高齢者や障害のあるかたへの福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの相談を受け付けています。2年度の相談件数は表1のとおりです。

表1　一般相談件数

内容	件数
権利擁護	1,554
成年後見制度など	961
苦情相談	64
その他	10
合計	2,589

●**専門相談**

成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士や司法書士による無料相談を行っています。2年度の相談件数は64件でした。

日常生活自立支援・身体障害者等福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でない高齢者や障害のあるかたなどに、次の支援を行っています。2年度末の契約件数は40件でした。

●**福祉サービス利用援助**(郵便物などの書類整理、各種行政手続きほか)

●**日常的な金銭管理**(預貯金からの生活費払い戻しや公共料金支払いほか)

成年後見制度の利用支援事業

●**後見人などの紹介**

親族以外の後見人などを希望するかたに、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を紹介します。2年度の紹介件数は30件でした。

●**法人後見などの受任**

親族や専門家への後見人の依頼が困難なかたに、目黒区社会福祉協議会が法人として法定後見人などを受任しています。2年度末の受任件数は表2のとおりです。

表2　法定後見人などの年度末受任件数

内容	件数
法定後見人	8
法定後見監督人	8

●**成年後見制度の啓発・親族後見人へのサポートほか**

専門家による組織「めぐろ成年後見ネットワーク」と協力し、講演・講座や親族後見人支援のための交流会などを実施しています。

保健福祉サービス苦情調整委員による苦情調整事業

法律や福祉の専門家である保健福祉サービス苦情調整委員が、保健福祉サービスの苦情などを中立的な立場で調査し、対応します。2年度の相談件数は64件でした。

苦情申し立て

苦情調整委員と面談後、申立書を提出し、申し立てを行います。申し立ての内容は表3のとおりです。

表3　苦情申立件数

内容	件数
介護保険に関するもの	2
高齢者福祉に関するもの	0
保健福祉に関するもの	1
障害者福祉に関するもの	0
障害者総合支援法に関するもの	1
低所得に関するもの	1
子育て支援に関するもの	0
保育に関するもの	1
合計	6

苦情調整委員の対応状況

申し立てについて調査を行った結果を申立人に通知し、事業者などに要望等を行います。対応の内容は表4のとおりです。

表4　苦情調整委員の対応件数

内容	件数
勧告	0
意見表明	0
文書による申入れ	4
口頭による申入れ	0
文書による要望	1
口頭による要望	1
申し立ての取り下げ	0
面談のみ	1
合計	7

📖2年度苦情調整委員運用状況報告書は、9月下旬から、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・権利擁護センター「めぐろ」、地域包括支援センターでご覧になれます。
※感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります